

入札公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により、市営分銅町・末広町住宅整備事業を実施する民間事業者の選定について、次のとおり総合評価落札方式制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年 8 月 3 日

西宮市長 石井 登志郎

1 入札に付す事項

事業名	市営分銅町・末広町住宅整備事業
事業実施場所	西宮市 分銅町、末広町
契約期間	事業契約の締結日から 2021 年 10 月 8 日までとする。
事業概要	本事業は、昭和 25 年に建設された市営分銅町・末広町住宅（以下、「本団地」という。）内にある鉄筋コンクリート地上 4 階地下 1 階建 2 棟 48 戸の市営住宅及びその附帯施設等（以下、「既存住宅等」という。）を解体撤去し、本団地敷地（以下、「事業用地」という。）において、新たな市営住宅及びその附帯施設等（以下、「整備住宅等」という。）の設計・建設等を行う。
現場説明	なし
事業費内訳明細書	要
業務範囲	(ア) 調査業務 ・ 測量調査 ・ 地質調査 ・ 電波障害調査 ・ 周辺家屋調査等 ・ アスベスト含有材使用状況調査（必要に応じて実施） ・ PCB 含有調査 ・ その他事業者が必要とする調査 (イ) 設計業務 ・ 基本設計 ・ 実施設計 ・ 設計住宅性能評価の取得 ・ 設計段階における各種申請手続き (ウ) 解体撤去業務 ・ 既存住宅等の解体撤去に関する設計 ・ 既存住宅等の解体撤去工事 (エ) 建設業務 ・ 整備住宅等の建設工事

	<ul style="list-style-type: none"> ・建設住宅性能評価の取得 ・建設段階における各種申請手続き ・化学物質の室内濃度測定 ・完工検査 <p>(オ) 工事監理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅等の解体撤去に関する工事監理 ・整備住宅等の建設に関する工事監理 <p>(カ) 入居者移転補助業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居者移転補助業務 <p>(キ) その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成確認及び引渡し ・近隣及び団地住民対策・対応 ・交付金・補助金等申請関係書類の作成支援 ・改修・点検方法の提案業務
支 払 条 件	<p>本業務に係る対価は、業務範囲の(ア)から(オ)の業務(以下、「市営住宅整備業務」という。)に係る対価(以下、「市営住宅整備費」という。)及び業務範囲(カ)、(キ)の業務(以下、「入居者移転補助業務等」という。)に係る対価(以下、「移転補助等費」という。)から構成される。</p> <p>(ア) 市営住宅整備費</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市は、市営住宅整備費を、2019年度及び2020年度においては前払い及び部分払い、2021年度においては完成払いで支払う。 ② 各年度の支払額は、2019年度及び2020年度については事業者の提案に基づき市が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した一定額とし、2021年度については市営住宅整備費から支払い済みの費用を控除した額とし、落札者決定後、市と事業者が協議して市が定める。 <p>(イ) 移転補助等費</p> <p>市は、移転補助等費を契約期間終了後、事業者に支払う。</p>
入 札 保 証 金	免除
予 定 価 格	¥1,180,944,000円(消費税、地方消費税を除く)
最低制限価格	最低制限価格は設定しない。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・この入札は、総合評価落札方式を採用する。 ・入札説明書等を西宮市ホームページにて公表する。 <p>事業者向け情報 > 入札・契約 > 入札・プロポーザル等情報 > 入札情報(DB、PFI、電力等) > 入札公告等(DB、PFI、電力等)</p> <p>【https://www.nishi.or.jp/jigyoshajoho/keiyaku/nyusatsu/nyusatsujoho/nyuusatokokutou/bundou-suehiro.html】</p>

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加者等の構成

入札参加者の定義	<p>入札参加者の構成については、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 入札参加者は、市の求める性能を備えた整備住宅等を設計、建設することができる</p>
----------	---

	<p>企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ(以下、「参加グループ」という。)とする。参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。</p> <p>(イ) 入札参加者は、整備住宅等を設計する企業(以下、「設計企業」という。)、整備住宅等を建設する企業(以下、「建設企業」という。)、整備住宅等の建設工事を監理する企業(以下、「工事監理企業」という。)、入居者の移転を補助する企業(以下、「入居者移転補助企業」という。)により構成される。</p> <p>(ウ) 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために会社法(平成 17 年法律第 86 号)に定める株式会社として特別目的会社(以下、「SPC」という。)を設立しても構わない。ただし、SPC を設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければならない。</p> <p>① 落札者となった参加グループのうち代表企業及び建設企業は、必ず SPC に出資すること。</p> <p>② 代表企業は、SPC の出資者のうち最大の出資を行うこと。</p> <p>③ 出資者である企業は、契約期間が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。</p>
--	--

(2) 代表企業の選定、構成企業の構成要件

代表企業の選定	<p>(ア) 入札参加者は、参加グループの建設企業(代表企業及び構成企業の個別参加資格要件(イ)で規定)の中から代表企業(特定建設工事共同企業体(以下、「JV」という。)の場合は代表者)を定め、入札参加表明時の入札参加資格審査提出書類にて明らかにする。</p> <p>(イ) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負う。</p>
代表企業及び構成企業の構成要件	<p>建設企業は、工事監理企業の業務を実施することはできないものとし、工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>① 工事監理企業が、建設企業の発行済み株式の 50%を超える株式を所有している。</p> <p>② 工事監理企業が、建設企業の資本総額の 50%を超える出資をしている。</p> <p>③ 各建設企業が所有する工事監理企業の株式の合計が、発行済み株式の 50%を超えている。</p> <p>④ 各建設企業が出資する、工事監理企業の資本の合計が、資本総額の 50%を超えている。</p> <p>⑤ 工事監理企業の代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている。</p>
複数応募の禁止	<p>参加グループの代表企業、構成企業及びそれらの企業と資本関係又は人的関係のある者(下記(ア)、(イ))は、他の参加グループの代表企業及び構成企業になることはできない。</p> <p>(ア) 資本関係のある者</p> <p>次のいずれかに該当する者。ただし、子会社(会社法第 2 条第 3 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社(以下、「更生会社」という。)又は民事再生法第 2 条第 4</p>

	<p>号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。</p> <p>① 親会社(会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合</p> <p>② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>(イ) 人的関係のある者</p> <p>次のいずれかに該当する者。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。</p> <p>① 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合</p> <p>② 一方の会社の代表権を有する者が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</p>
その他	<p>(ア) 代表企業及び構成企業から業務を直接受託し又は請け負う者を協力企業とする。</p> <p>(イ) 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために SPC を設立する場合には、SPC から直接業務を受託することができるのは、代表企業及び構成企業のみとする。</p>

(3) 入札参加者等の参加資格要件

代表企業及び構成企業の共通参加資格要件	<p>参加グループの代表企業及び構成企業は、入札参加申込書の受付日において、次のいずれにも該当しない者とする。</p> <p>(ア) 西宮市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。</p> <p>(イ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。</p> <p>(ウ) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。</p> <p>(エ) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者。</p> <p>(オ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。</p> <p>(カ) 「西宮市営住宅建替 PFI 事業者等選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。</p> <p>(キ) 次のいずれかに該当する者。</p> <p>a 法人でない者。</p> <p>b 次のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。 ・ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定
---------------------	--

	<p>に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。 ・旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。 <p>c 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。 ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。 ・禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者。 <p>d 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。</p> <p>e その者の親会社等が b から d までのいずれかに該当する法人。</p>
<p>代表企業及び構成企業の個別参加資格要件</p>	<p>参加グループの代表企業及び構成企業は、入札参加申込書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。</p> <p>なお、事業者が SPC を設立する場合にあつては、SPC から（ア）から（エ）の企業として業務を受託する者も同様とする。</p> <p>（ア） 設計企業</p> <p>設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとする。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。また、単独の設計企業同士による業務実施に比べて効果的に業務を実施できる場合には設計共同体（以下、「設計 JV」という。）の組成を可能とし、設計代表者とすべての設計構成員が当該要件をすべて満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 平成 30（2018）年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）の「コンサル業」に登録されていること。 ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。 ③ 5 階建て以上の RC 造等の共同住宅（ワンルームマンションを除く。以下同じ。）

で、かつ延床面積 2,000 m²以上又は 30 戸以上の新築工事（以下、「参加資格要件工事」という。）の基本設計及び実施設計の実績を有していること。なお、複数の者が業務を分担する場合、又は設計 JV を組成する場合は、主たる設計業務を行う者（設計 JV の場合は設計代表者）が基本設計及び実施設計の実績を有していることとし、他の者はいずれかの実績を有していること。ただし、基本設計及び実施設計のいずれかのみの実績を有する者は、実績の範囲内でのみ業務を分担することができる。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限り、（同日において工事中であるものを含む。以下同じ。）

- ④ 設計企業と入札参加申込書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、落札後、市が必要と認めた場合、設計企業は配置予定技術者（管理技術者）を変更することができる。

(イ) 建設企業

建設企業は、単体企業又は JV とする。単体企業で応募する場合には次の③から⑧の要件をすべて満たすこと。JV を組成する場合は次の①及び②の要件を満たすこととし、代表者は次の③から⑧の要件を、その他の構成員は次の③から⑥の要件をすべて満たすこととする。

- ① 代表者及び構成員のいずれもが資格者名簿の「一般土木建築工事」又は「建築工事」に登録されている場合は甲型 JV（以下、「共同施工方式」という。）、それ以外の場合は乙型 JV（以下、「分担施工方式」という。）とする。
- ② 共同施工方式の場合、次の a から d の要件を満たすこととする。分担施工方式の場合、次の a 及び b の要件を満たしていることとし、構成員の数及び分担工事額については参加グループの提案に委ねる。
- a JV には、建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち主たる営業所を市内に有する者（以下、「市内建設業者」という。）を 1 者以上含むこと。
 - b JV の代表者は出資比率又は分担工事額が JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
 - c JV を構成する企業数は 2 者又は 3 者であること。
 - d 1 構成員当たりの出資比率は、構成する企業数が 2 者の場合は 30% 以上、3 者の場合は 20% 以上であること。

※共同施工方式、分担施工方式の詳細については国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html を参照のこと。

- ③ 建設企業は、資格者名簿の「一般土木建築工事」、「建築工事」、「土木工事」、「電気工事」、「管工事」のうち、当該企業が実施する工事に対応した工種（以下、「対象工種」という。）に登録していること。
- ④ 市内建設業者にあつては、資格者名簿の対象工種の格付等級が A ランクであること。市内建設業者以外の者にあつては建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格者名簿の対象工種に該当する種類（「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

⑤ 建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任かつ常駐で配置すること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。また、次に掲げる期間については、常駐及び専任義務は要しない。

- a 事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入又は架設工事等が回始されるまでの間）
- b 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- c 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- d 工事完成後、検査が終了し（市の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- e 分担施工方式において、構成員の担当工事外の期間
- f その他市が認めた期間

⑥ 配置する監理技術者等は、代表者及び構成員と入札参加申込書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。

- a 監理技術者は、業務に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。
- b 主任技術者は、同法第 7 条第 2 号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格を取得した者であること。
- c 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者として市との窓口役となるとともに、構成員の監理技術者等を総括すること。

⑦ 「建築一式工事」について、建設業法第 27 条の 23 に規定の規定による経営事項審査の結果の総合評価値が、市内建設業者にあつては 1,000 点以上、それ以外の者にあつては 1,200 点以上であること。

⑧ 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JV として有する工事实績については、出資比率 20%以上（2 社の場合は 30%以上）の場合に限る。

(ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。

- ① 資格者名簿の「コンサル業」に登録されていること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ③ 参加資格要件工事の工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。
- ④ 工事監理企業と、入札参加申込書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接

	<p>的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法第 5 条の 4 第 4 項の規定による工事監理者をいう。）を建設業務実施中に専任かつ常駐で配置できること。なお、原則、工事監理者の変更は認めないが、市が必要と認めた場合に限り、工事監理者を変更することができる。また、次に掲げる期間については、常駐及び専任義務は要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 事業契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間） b 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 c 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間 d 工事完成後、検査が終了し（市の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 e その他市が認めた期間 <p>(エ) 入居者移転補助企業</p> <p>入居者移転補助企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件を満たしていること。</p> <p>① 資格者名簿のいずれかの業種分類に登録されていること。</p>
<p>事業者の市内業者に対する契約に関する事項</p>	<p>事業者は、協力企業として市内建設業者又は建設以外の業務を行う事業者で主たる営業所を市内に有する者（以下、これらを総称して「市内業者」という。）と契約すること。市内業者と契約した金額の合計額（以下、「市内業者契約額」という。）の本業務に係る対価に対する割合（以下、「市内業者契約率」という。）は 20%以上とし、その割合は事業者が提案すること。なお、市内業者契約額は事業者が業務の一部を再委託する再受託者と契約した金額及び再受託者が業務の一部を再々委託する再々受託者と契約した金額の合計額とする。ただし、次に示す場合に留意すること。</p> <p>(ア) 再受託者の市内業者から直接業務の一部を再々委託する再々受託者が市内業者である場合は、市内業者契約額にその再々委託を契約した金額を含めない。</p> <p>(イ) 再受託者の市外協力企業から直接業務の一部を再々委託する再々受託者が市内業者である場合は、市内業者契約額にその再々委託を契約した金額を含める。</p> <p>(ウ) 再受託者の市内業者から直接業務の一部を再々委託する再々受託者が市外協力業者である場合は、市内業者契約額からその再々委託を契約した金額を控除する。</p>
<p>入札参加申込書等の受付日以降の取扱い</p>	<p>入札参加資格を有すると認められた参加グループの代表企業及び構成企業又は SPC から業務を受託する者が、入札参加申込書等の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 入札参加申込書等の受付日から落札者決定日までの間に、参加グループの代表企業及び構成企業又は SPC から業務を受託する者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該参加グループは原則として失格とする。ただし、参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業又は SPC から業務を受託する者（代表企業を除く）の変更ができる。</p> <p>(イ) 落札者決定日の翌日から事業契約締結日までの間に、参加グループの代表企業及び構成企業又は SPC から業務を受託する者に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場</p>

	合には、市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、市は一切責を負わない。ただし、参加グループの申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く参加グループの構成企業又は SPC から業務を受託する者(代表企業を除く)の変更ができるものとし、市は変更後の参加グループと仮契約を締結できる。
--	--

3 総合評価に関する事項

審査基準	落札者決定基準に基づき、本業務に係る対価による「定量的事項」と、事業提案書の提案内容(「事業実施計画等」、「施設計画」、「施工計画」等)による「定性的事項」について総合的に審査を行い、落札者候補として最も適当な者を選定する。詳細は入札説明書(落札者決定基準)による。
評価の方法	評価は、入札参加者の事業提案に係る加算点(100 点満点)に入札価格を点数化した価格点(100 点満点)を加えて得られた総合評価値(小数点第 3 位を四捨五入)により行う。 総合評価値(200 点満点) = 加算点(100 点満点) + 価格点(100 点満点)
落札者決定の方法	選定委員会は、入札参加者の入札価格及び提案内容における総合評価値に基づき、落札者候補を選定し市に答申する。 市は、この答申を踏まえ、落札者を決定する。なお、落札者候補が 2 者以上ある時は、加算点が高い入札参加者を落札者として決定するものとする。

4 入札説明書等に関する質問および回答

受付期間	入札公告後から 2018 年 8 月 16 日(木) 正午まで
提出方法	「入札説明書等に関する質問書(様式 1-1)」～「事業契約書(案)質問記入欄(様式 1-6)」に、必要事項を記入の上、受付期間内に、電子メールにて下記提出先に送信すること。メールタイトルは「市営分銅町・末広町住宅整備事業 入札説明書等に関する質問」と明記すること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。
提出先	西宮市都市局住宅部住宅建替推進課建替計画チーム 電話：0798-35-3747 電子メール：jyutate@nishi.or.jp
回答期限	2018 年 8 月 24 日(金) を目途にホームページで公表する。

5 入札参加資格審査提出書類の受付及び結果の発送

入札参加者は、「入札参加申込書」を含む入札参加資格審査(第一次審査)に関する提出書類(以下、「入札参加資格審査提出書類」という。)を市に提出する。

受付期間	2018 年 8 月 21 日(火)～8 月 27 日(月) 午後 5 時まで 持参による場合は平日の午前 9 時～正午、及び午後 1 時～午後 5 時の間、郵送の場合は 2018 年 8 月 27 日(月) 午後 5 時必着とする。
提出方法	入札参加資格審査提出書類は郵送(配達証明付)又は持参により提出のこと。 郵送又は持参にて提出する書類には、表に「市営分銅町・末広町住宅整備事業 入札参加資格審査提出書類在中」と朱書きすること。

	<p>入札参加者が指定された日時に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、市は、提出を認めない。</p> <p>なお、2018年8月27日(月)の午後5時までに、「審査書類等提出通知(様式1-9)」に必要な事項を記入の上、PDF形式で、電子メールにて下記の提出先に送信すること。メールタイトルは「市営分銅町・末広町住宅整備事業 入札参加資格審査提出書類提出通知」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。</p>
提出先	<p>〒662-8567</p> <p>兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館1階</p> <p>西宮市都市局住宅部住宅建替推進課建替計画チーム</p> <p>電話：0798-35-3747</p> <p>電子メール：jyutate@nishi.or.jp</p>
結果の発送	<p>入札参加資格審査(第一次審査)の結果を2018年9月11日(火)を目途に電子メールにて発送する。</p>

6 第一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付及び回答

入札参加資格審査(第一次審査)を通過できなかった者は、その理由について、書面により下記の要領で説明を求められることができる。

受付期間	<p>2018年9月11日(火)～9月14日(金)</p> <p>持参による場合は午前9時～正午、及び午後1時～午後5時の間、郵送の場合は2018年9月14日(金)午後5時必着とする。</p>
提出方法	<p>説明要求の書面(様式自由、代表企業の代表者印押印のこと)を作成の上、受付期間内に、下記提出先に郵送(配達証明付)又は持参により提出すること。</p> <p>郵送又は持参にて提出する書類には、表に「市営分銅町・末広町住宅整備事業 入札参加資格審査結果説明要求書類在中」と朱書きすること。</p>
提出先	<p>〒662-8567</p> <p>兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館1階</p> <p>西宮市都市局住宅部住宅建替推進課建替計画チーム</p> <p>電話：0798-35-3747</p>
回答結果	<p>説明を求めた者に対し、2018年10月5日(金)を目途に書面により、郵送にて、回答する。</p>

7 提案審査提出書類の受付

入札参加資格審査通過者は、「入札書(様式4-1)」及び「入札内訳書(様式4-2)」(以下、「入札書等」という。)を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書及びその他関連書類(様式4-3～4-15、様式5-1～5-12)(以下、「提案審査提出書類」という。)等の入札時の提出書類を市に提出する。

なお、提案審査(第二次審査)においては、提案に不明な点がある場合、入札参加資格審査通過者へのヒアリングを実施する。

受付期間	<p>2018年10月15日(月)～10月18日(木)正午まで</p> <p>持参による場合は午前9時～正午、及び午後1時～午後5時の間(2018年10月18日(木)は午前9時～正午まで)、郵送の場合は10月18日(木)正午必着とする。</p>
------	--

提出方法	<p>提案審査書類等は郵送（配達証明付）又は持参する方法により提出のこと。</p> <p>郵送又は持参にて提出する書類には、表に「市営分銅町・末広町住宅整備事業提案審査提出書類在中」と朱書すること。</p> <p>入札参加資格審査通過者が指定された日時に提案審査提出書類を提出しない場合、いかなる理由があっても、市は、提出を認めない。</p> <p>なお、2018年10月18日（木）正午までに、「審査書類等提出通知（様式1-9）」に必要事項を記入の上、PDF形式で、電子メールにて下記の提出先に送信すること。メールタイトルは「市営分銅町・末広町住宅整備事業 提案審査書類提出通知」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。</p>
提出先	<p>〒662-8567</p> <p>兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館1階</p> <p>西宮市都市局住宅部住宅建替推進課建替計画チーム</p> <p>電話：0798-35-3747</p> <p>電子メール：jyutate@nishi.or.jp</p>

8 入札及び開札

入札書等を下記日時・場所に持参のこと。入札参加資格審査通過者が指定された日時に持参しない場合、いかなる理由があっても、市は、提出を認めない。

開札は下記の日時と場所において、原則として、入札参加資格審査通過者又はその代理人の立会いの上、行う。なお、当該開札では、入札参加資格審査通過者の入札金額が予定価格を超えていないことを確認する場とし、予定価格を超えている場合は、その入札参加資格審査通過者は失格とする。また、入札金額の確認の場で入札参加資格審査通過者の入札金額の公表は行わない。

入札書等	入札書等を封筒に入れ厳封し、表に「市営分銅町・末広町住宅整備事業 入札書」と朱書きすること。
入札価格	入札価格は、消費税、地方消費税を含まないものとする。
開札日時	2018年10月18日（木）午後2時
開札場所	西宮市役所南館2階952会議室

9 問合せ先

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所南館1階
西宮市都市局住宅部住宅建替推進課建替計画チーム
電話番号：0798-35-3747
電子メール：jyutate@nishi.or.jp